

概 要

近年、少子高齢化の進展、核家族やひとり暮らし世帯の増加など社会環境の変化に伴い、家庭での子育てや介護機能が低下したばかりでなく、地域においても近隣の人々がお互いを支えあう相互扶助機能も弱体化していることから、住民同士が共に助け合う活動と多様な公共的サービスを組み合わせて生活課題を解決し、住み慣れた地域で自立した生活ができるようにすることが求められています。

このような中、本事業団は、多様な福祉サービスを、その利用者の意向を尊重し総合的に提供するとともに、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としており、平成18年度から富山市の指定管理者として各施設の管理運営を行っております。

また、事業団の特性である弾力性、独自性、専門性をこれまで以上に発揮し、運営の効率性向上に努めながら利用者のプライバシー保護に留意し、より質の高いサービスを提供できる「魅力ある施設づくり」を積極的に展開して市民福祉の向上に努めていきます。

1 組織と機能

(1) 評 議 員 会

定款の変更や理事の選任、決算の承認など事業団の重要事項について決議します。定時評議員会として6月に開催するほか、必要がある場合に理事会の決議に基づき開催します。

(2) 理 事 会

事業団における業務執行の決定機関として、評議員会の開催や理事長の選定のほか事業経営の根幹に関わる事業計画、収支予算、並びに法人経営方針を審議し決定します。

理事会は、理事長が必要に応じて招集します。

(3) 監 事

事業等の実施状況並びに会計経理を監査し、監査報告を作成します。また理事会に出席し、必要があるときは意見を述べます。

2 事業運営

効率的な事業運営を図るため、事業団機能の充実及び組織の活性化を図り、次の事業を行います。

(1) 富山市が設置する社会福祉施設の運営管理等

(2) 富山市、関係団体、ボランティア、地域社会との有機的な連携と協調

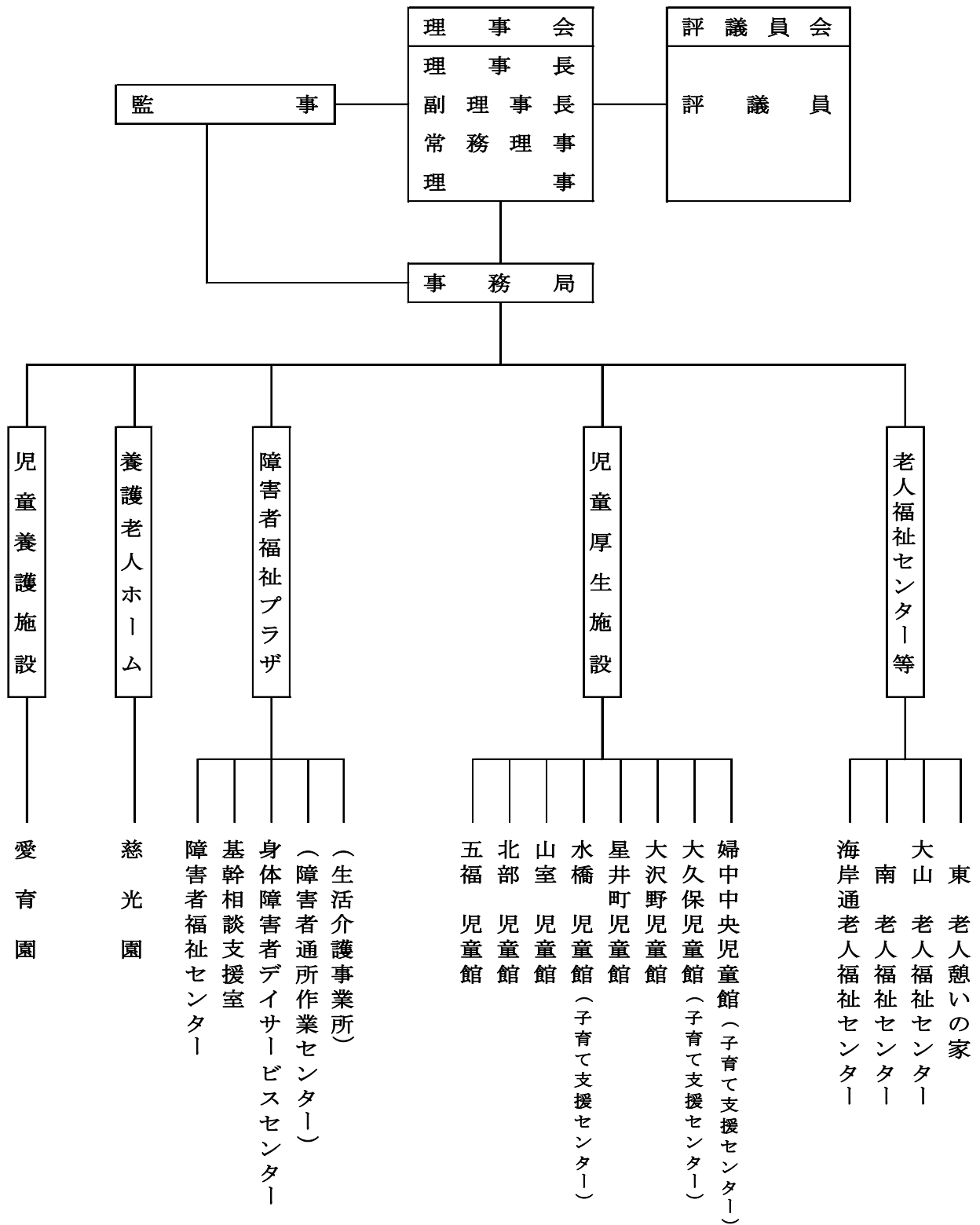
(3) 利用者ニーズへの適切な対応及び企画機能の充実

- (4) 施設の適切な運営管理と利用者サービス及び機能の充実
- (5) 健全な資金運用と財務管理並びに事務処理の効率的な一元管理
- (6) 事業団に関する広報活動
- (7) 苦情相談窓口の設置と改善策の実施
- (8) 職員の適切な任用と配置
- (9) 職員の育成と研修
- (10) 職員の健康保持及び福利厚生の実施
- (11) 事業団全体の運営及び施設利用者の処遇サービス向上並びに職員の資質向上を図るため、施設長会議の適宜開催
- (12) 富山市と連絡調整を行い、事業団運営に伴う収支予算、職員人事などの協議及び調整

3 施設機能の充実

社会福祉法人としての自主性や創造性を発揮し、施設サービスと機能の充実を図ります。
また、職員の適正配置に努めるとともに、効率的な勤務体制により、各施設の安全管理と環境整備に努めます。

4 組 織



【 備 考 】

- ・ 障害者通所作業センター、生活介護事業所の 2 施設は施設管理のみ行います。